

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献など企業責任を果たす観点から、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速且つ柔軟に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し、維持することを重要な施策としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山崎好夫	1,752,000	38.87
大同興産株式会社	685,000	15.19
山崎好和	391,600	8.68
真栄会	226,300	5.02
株式会社静岡銀行	198,000	4.39
株式会社ラックランド	113,800	2.52
ヤマザキ従業員持株会	92,882	2.06
株式会社電興社	47,600	1.05
加藤好美	44,000	0.97
日本生命保険相互会社	42,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	山崎好夫
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役会長兼社長である山崎好夫は、本人と近親者が所有している議決権及び近親者が所有している会社が所有している議決権を合わせ、当社の議決権の過半数を占めているため、支配株主にあたります。
支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日比修治	税理士											
後藤勲夫	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日比修治		――	税理士として専門的知識、豊富な経験等を有していることから、社外取締役に選任しております。
後藤勲夫		――	税理士として専門的知識、豊富な経験等を有していることから、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

定期的な情報交換に加え、必要に応じて適宜会合を持ち、相互に業務遂行の適正性及び信頼性の確保に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、監査内容を監査役へ定期的に報告し、相互に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され	1名

ている人数	
-------	--

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村吉朗	他の会社の出身者													
下平美文	学者													
伊藤博	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村吉朗	○	――	長年にわたりホテル業界を経験されており、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し、的確な助言、監査等をしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。
下平美文		――	大学名誉教授としての専門的知識、豊富な経験等に基づき、当社の経営に対し、的確な助言、監査等をしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。
伊藤博		――	税理士として専門的知識、豊富な経験等を有していることから、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員的人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入：取締役へのストックオプションの発行につきましては、取締役の業務執行の対価として妥当性を有するものであり、社内です定められた規則並びに手続に基づいて決議しております。

その他：業績に応じて役員賞与を支給する。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とする。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬の総額は79百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役へは取締役会等の開催日時の調整を行うとともに、資料の事前配布及び事前説明を行っております。
監査役の要請により、社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。
監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行うものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は8名(うち社外取締役2名)で構成しており、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監視しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。
当社の監査役会は3名(社外監査役)で構成しており、健全な経営と社会的な信頼の向上に留意し、株主の負託と社会の要請に応えることを目的として、取締役会への出席及び業務監査等により取締役の業務執行の合法性、妥当性、合理性を検証しております。
業務執行上の必要に応じ、顧問弁護士より適宜アドバイスを受けております。
当社の企業規模、業務内容等を勘案し、現状の体制を採用しておりますが、今後とも取締役及び監査役等のガバナンス機構の取組みを見直し、改善に向けて努力する所存です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であり、法令や社会的モラルに立脚した公正な立場から取締役の職務遂行を監視しております。現状の体制により、経営の監視機能及び経営の意思決定の妥当性・適正性も確保されていることから現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、その他IR資料等を当社ホームページのIR情報に掲載しております。なお、当社ホームページのIR情報掲載ページのURLは以下のとおりであります。 http://www.yamazaki-iron.co.jp/ir/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるために、内部監査室はコンプライアンス関連の規程類を作成し、社員教育を行って、コンプライアンス体制の周知徹底を図っております。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視しております。これらの行動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。法令上疑義のある行動等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて内部監査室は、それぞれの担当部署と協議の上、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行っております。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとしております。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づいて、効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社内部監査室はこれらを横断的に推進し管理しております。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社グループの取締役又は社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定いたします。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、常務取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けることはない。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針

当社グループは、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としており、職域防犯協会に加盟し、警察当局、顧問弁護士、その他の関係機関との緊密な連携を図り、情報収集と安全確保に努め、組織的に対応することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

